

市民税・都民税 特別徴収税額の納期特例に関する届出書

令和 年 月 日 東京都武蔵野市長殿	①申請者	住所または所在地	〒 -	特徴義務者 指定番号													
		氏名または 名称		法人番号													
				担当者氏名													
				電話番号													

地方税法第321条の5の2等の規定により市民税・都民税特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。

② 特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月以後の特別徴収税額					
③ 申請の日前6か月間の各月末の給与を受ける者の人員および、各月の支払金額 (武蔵野市外の者も含む、受給者総人数) ※()内は、臨時勤務者に係る者	月区分	人員数	支払金額	月区分	人員数	支払金額
	年 月	人 (内 人)	円 (内 円)	年 月	人 (内 人)	円 (内 円)
	年 月	人 (内 人)	円 (内 円)	年 月	人 (内 人)	円 (内 円)
	年 月	人 (内 人)	円 (内 円)	年 月	人 (内 人)	円 (内 円)
④ ③欄のうち武蔵野市に住所を有する者の氏名 ※()内の臨時勤務者を除く						
⑤ 現に市民税の滞納があり、または最近において著しい納付遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由						
⑥ 申請の日前1年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日	有 (令和 年 月 日 承認取消) ・ 無					

※市記入欄	処理区分	却下の理由	起案 令和 年 月 日			決裁 令和 年 月 日			
	承認		入力 総点 切替月			施行 令和 年 月 日			
			係	主任	係長	課長			
	却下								

市民税・都民税特別徴収税額の納期の特例申請についての注意事項

1. 特別徴収税額の納期の特例制度について

(1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者が常時 10 人未満であるものについて、市長の承認を受けたものです。

※ 「常時 10 人未満」とは、平常時に給与の支払を受ける者が 10 人に満たないということです。従って繁忙期に臨時に雇い入れた人数を含めません。

(2) この特例の承認を受けた場合は、支払給与、退職所得等について徴収した特別徴収税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。

(期限が土・日曜日、祝日に当たるときは、翌日または翌々日の金融機関の営業日が納期限になります。)

6 月から 11 月までに徴収した税額：12 月 10 日までに納入 12 月から 5 月までに徴収した税額：6 月 10 日までに納入

(3) 納期の特例について承認を受けていた者は、その者から給与の支払を受ける者が 10 人以上となった場合には、その旨を遅滞なく市長に書面により届け出なければなりません。

◎ 注意：滞納や著しい納付遅延があるような者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても滞納したり、納付遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、ご注意願います。

2. 申請書の書き方

(1) ①欄には、申請書が個人である場合にはその住所及び氏名を記入してください。また、法人である場合には事務所の所在地及び、法人名または代表者氏名を記入して下さい。ただし、支店・支社等で特別徴収を行っている者が申請者である場合には、その支店・支社等の所在地及び名称並びに責任者名を記入してください。所在地と送付先が異なる場合は、書類送付先を記入してください。

(2) ②欄には、納期の特例の適用開始を希望する年月を記入してください。

(3) ③欄には、申請の日前 6 か月の各月末の給与支払を受ける人員数と各月の給与の支払金額(賞与等の臨時的給与を含む)を記入してください。

(給与の支払を受けているもの全員について記入してください。武蔵野市への納税者についてではありません。)